

非財務情報の財務報告

飯 塚 雄 基

1. ま え が き

昨今、ビジネスモデルの変化にともない、非財務情報の重要性が指摘されている¹⁾。しかし、かかる重要性にもかかわらず、現行の企業会計制度上、非財務情報の手当ては必ずしも十分でない。

現行の企業会計制度上、一定の条件を満たす企業は、毎決算期に有価証券報告書を提出しなければならない（金商法24条）。有価証券報告書の記載区分は、大きく分けて「第5経理の状況」とそれ以外に分けることができる。「第5経理の状況」に記載される情報は、財務諸表等規則、連結財務諸表規則などの内閣府令に準拠して作成しなければならない一方で、それ以外の情報は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に準拠して作成することが求められる。このうち「第5経理の状況」以外の情報については、「財政状態、

1) 非財務情報の重要性を指摘している文献としては、たとえば、広瀬義州「ビジネスモデルと会計」早稲田商学、434号（2013年1月）、248-255頁；広瀬義州・藤井秀樹編著『財務報告のフロンティア』中央経済社、2012年、19-22頁および107-133頁；CFA Institute, *Comprehensive Business Reporting Model — Financial Reporting for Investors*, CFA Institute, July 2007, p. 2；E. Jenkins and W. Upton, “Internally Generated Intangible Assets: Framing the Discussion,” *Australian Accounting Review*, Vol. 11, No. 2, 2001, p. 4；American Institution of Certified Public Accountants, *Improving Business Reporting — A Customer Focus: Meeting the Information Needs of Investors and Creditors: A Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting*, AICPA, 1994, p. 2（八田進二・橋本尚共訳『事業報告革命：アメリカ公認会計士協会・ジェンキンス報告書』白桃書房、2002年、31頁）などがあげられる。

経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」など、一部の記述情報が説明されているものの²⁾、その他の情報、たとえば知的財産、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility；CSR）または環境に関する情報など、従来の財務諸表で開示されてこなかった非財務情報は、いわば「空白または無規制状態³⁾」にある。

このように、現行の企業会計制度においては、非財務情報に対して十分な手当てがなされておらず、早急に改善が求められている。しかし、非財務情報の手当てをするといっても、何ら規範論の立場を持たなければ、非財務情報の範囲をいたずらに拡大することになりかねない。これは、財務報告の過重負担をもたらすばかりでなく、財務報告の意義を不明確にするおそれがある。したがって、非財務情報の手当てのためには、財務報告に関する規範論の立場を明確にしなければならない。

本稿は、以上のような問題意識に基づき、非財務情報の財務報告のあり方を規範論の立場から考察することを目的としている。

非財務情報の財務報告のあり方を考えるためには、すくなくとも、財務報告と非財務情報のそれぞれの意義を明らかにしなければならない。そのために、第2節では財務報告の定義および目的の観点から、第3節では財務報告の手段の観点から財務報告の意義を明らかにする。次いで第4節では、財務情報と非財務情報を区別する基準を検討することを通じて非財務情報の意義を明らかにし、もって第5節では非財務情報の財務報告のあり方を検討したい。

2) たとえば、「a 届出書の事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（たとえば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること」とされている（企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（36））。

3) 広瀬義州「会計基準から財務報告基準へ」會計、第181巻第1号（2012年1月）、14頁。

2. 財務報告の定義および目的

財務報告とは、「企業がその経済活動および経済事象を財務諸表その他のメッセージを用いて表現し、これを外部の利害関係者はもとより広く情報利用者に報告する行為⁴⁾」である。

かかる財務報告の定義は財務報告の意義を簡潔かつ分かりやすく説明するものであるが、その内容をより具体的に考察するためには、財務報告をなぜ提供しなければならないのかという、財務報告の目的を明らかにしなければならない。

そこで、財務報告の意義を明確かつ具体的に述べていると考えられるSFAC第1号（*Statement of Financial Accounting Concepts No. 1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*）を参照して財務報告の目的を述べれば次のとおりである。

財務報告の目的は次の3つの視点から説明される。

第1に、意思決定に有用な情報を提供することである。すなわち、「財務報告は、現在および将来の投資者、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない⁵⁾」とされる。

第2に、キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性をあらかじめ評価するのに有用な情報を提供することである。すなわち、「財務報告は、現在および将来の投資者、債権者その他の情報利用者が配当または利息により将来受領する現金見込額、その時期およびその不確実性ならびに有価証券ま

4) 広瀬義州『財務会計（第13版）』中央経済社、2015年、779頁。

5) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, 1978, par. 34（平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社、2002年、26頁）。

たは債権の譲渡、途中償還または満期による現金受領額をあらかじめ評価するのに役立つ情報を提供しなければならない⁶⁾とされる。さらに、「財務報告は、投資者、債権者その他の情報利用者が、当該企業への正味キャッシュ・インフローの見込額、その時期および不確実性をあらかじめ評価するのに役立つ情報を提供しなければならない⁷⁾」。要するに、「企業価値評価に有用な情報⁸⁾」を提供することが求められる。

第3に、企業の経済的資源および当該資源に対する請求権ならびにそれらの変動に関する情報を提供することである。すなわち、「財務報告は、企業の経済的資源、かかる資源に対する請求権（中略—引用者）ならびにその資源およびこれらの資源に対する請求権に変動をもたらす取引、事象および環境要因の影響に関する情報を提供しなければならない⁹⁾」。

このうち、第3の目的は、上述の財務報告の定義と密接にかかわる。企業の経済的資源、かかる資源に対する請求権とは、「資産、負債および持分」であり、資源およびこれらの資源に対する請求権に変動をもたらす取引、事象および環境要因とは、「資産、負債および持分に変動をもたらす源泉または原因」である¹⁰⁾。したがって、財務報告とは、資産、負債および持分ならびにそれらの変動に関する情報を提供しなければならないといいかえることができる。さらに、資産、負債および持分は「財政状態」といわれ、資産、負債および持分の変動は「財政状態の変動」といわれる¹¹⁾。すなわち、「財政状態とは、一定時点現在の資産もしくは資産に対する請求権の一般的状態

6) *Ibid.*, par. 37 (同上, 28頁)。

7) *Ibid.* (同上)。

8) 広瀬義州編著『財務報告の変革』中央経済社, 2011年, 261頁。

9) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 40 (平松一夫・広瀬義州訳, 前掲(注5), 39頁)。

10) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements: a replacement of FASB Concepts Statement No. 3*, FASB, 1985, par. 135 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002年, 348頁)。

または状況をいい、財政状態の変動とは、期間内の資産の流入もしくは変動または資産に対する請求権の変動¹²⁾をいう。したがって、「企業の経済的資源、かかる資源に対する請求権（の状態）」は「財政状態」であり、「その資源およびこれらの資源に対する請求権の変動」は「財政状態の変動」といいかえることができる。以上を前提とすれば、上述の定義における企業の「経済活動および経済事象」とは、財政状態を変動させる要因であることから、「取引、事象および環境要因」であり、「経済活動および経済事象を表現する」とは、財政状態の変動（をもたらす要因）を表現するというに等しい。したがって、「財務報告とは、企業の財政状態およびその変動を財務諸表その他のメッセージを用いて表現し、これを外部の利害関係者はもとより、広く情報利用者に報告する行為」といいかえることができる。このように、上述の定義は、財務報告の第3の目的を経済活動および経済事象という用語を用いて表現したものとみることができる。

第1ないし第3の目的は、「より一般的な目的からより具体的な目的へと展開¹³⁾」されており、具体性の点で異なるのは明らかである。しかし、これらは、「何を規定しているのか」という点でも大きな違いがある。すなわち、第1および第2の目的は、文字どおり、財務報告の目的を定めているのに対して、第3の目的は、かつて指摘されたように¹⁴⁾、財務報告の対象を定めている。実際、第3の目的として具体的に述べられているのは、「経済的資源、債務および出資者持分¹⁵⁾」、「企業の業績および稼得利益¹⁶⁾」、「流動性、支払

11) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 1984, note1 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社, 2002年, 212頁)。

12) *Ibid.* (同上)。

13) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 32 (平松一夫・広瀬義州訳, 前掲(注5), 25頁)。

14) N. Dopuch and S. Sunder, "FASB's Statements on Objectives and Elements of Financial Accounting: A Review," *Accounting Review*, 1980, p. 3.

能力および資金フロー¹⁷⁾], 「経営者の受託責任および業績¹⁸⁾」, ならびに「経営者の説明および解釈¹⁹⁾」という, 財務報告の対象そのものである。

もっとも, 第3の目的は, 「トップ・ダウン・アプローチの論理的帰結²⁰⁾」であり, 第1および第2の目的と違いはないとみることもできる。しかし, かかる目的が財務報告の最も具体的な目的として明記されていることは, 財務報告の意義を考えるうえで重要であるように思われる。なぜならば, 財務報告は, あくまでも「営利企業に関する経済的意思決定を行う人々によって必要とされる情報の一つの源泉²¹⁾」に過ぎないからである。すなわち, 「経営および経済的意思決定のための財務情報を利用する人々は, 財務報告によって提供される情報を, 財務報告以外の源泉から得られる関連情報, たとえば一般的経済状況もしくはその予測, 政治的事象および政治的情勢または業界予測といった情報と組み合わせて用いる必要がある²²⁾」。そのため, 財務報告は, 「情報利用者のニーズを満たし, そして情報提供の能力の点で会計システムの方が他の情報源よりも優れているような種類の情報に焦点を当てる²³⁾」必要があり, そのような情報こそ, 第3の目的に示される「資産, 負債および資本ならびにそれらの変動に関する情報²⁴⁾」である。このように, 財務報告を情報源の一つと位置付け, 上記第3の目的が明記されていること

15) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 41 (平松一夫・広瀬義州訳, 前掲(注5), 31頁)。

16) *Ibid.*, pars. 42-48 (同上, 32-35頁)。

17) *Ibid.*, pars. 49 (同上, 35-36頁)。

18) *Ibid.*, pars. 50-53 (同上, 36-38頁)。

19) *Ibid.*, pars. 54 (同上, 38頁)。

20) 広瀬義州『会計基準論』中央経済社, 1995年, 135頁。

21) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 22 (平松一夫・広瀬義州訳, 前掲(注5), 19頁)。

22) *Ibid.*, par. 22 (同上, 20頁)。

23) R. K. Storey and S. Storey, *FASB Special Report: The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB, 1998 (企業財務制度研究会訳『COFRI実務研究叢書 財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社, 2001年, 130頁)。

は、他の報告との違いを考察するうえで重要である。一般に、報告と名の付く行為は、利用者の意思決定に有用な情報を提供することを目的としている。しかし、上記第3の目的をその具体的な目的として定めているのは財務報告の特徴である。したがって、財務報告と他の報告の異同点は、上記第3の目的に照らして検討することができる。たとえば、現在、企業の関心を集めている統合報告（Integrated Reporting）は、その本質的な概念として価値および資本を定めているが、これらは財務報告のものとは異なっている²⁵⁾。

24) *Ibid.*（同上）。

25) 統合報告は、「組織がどのように長期にわたり価値を創造するかについて説明する行為（IIRC [2013], par. 2.2)」である。すなわち、統合報告の対象は、組織の「長期にわたる価値創造（Value Creation）」である。価値創造とは、「組織の事業活動とアウト・プットによって資本の増加、減少、変換をもたらすプロセス（*Ibid.*, Glossary par. 18)」をいう。つまり、価値創造とは資本の増加、減少、変換である。他方で、資本（Capitals）とは、「あらゆる組織の成功に向けた支えとなる価値の蓄積（Stocks of value）であり、ビジネスモデルへのインプット（*Ibid.*, par. 2)）となり、「組織の事業活動及びアウト・プットを通じて増減し、又は変換される（*Ibid.*, par. 5)」という。つまり、資本とは価値の蓄積である。このように価値は資本として、資本は価値として意味づけられており、一方の定義のために他方を必要とする同義反復の関係にある。したがって、価値と資本は実質的に同義であるとみることができる。しかし、財務報告において、価値と資本は同義ではない。すなわち、価値とは、通常、現在入手できる現金額もしくはその同等額または将来入手できる現金額もしくはその同等額の現在価値をいう。たとえば、現在市場価値とは、「通常の生産において資産を売却することによって入手されうる現金額またはその同等額をいう（FASB [1984], par. 67b)」とされ、将来キャッシュ・フローの現在（または割引）価値とは、「正常な営業過程において資産が換金されると予測される将来のキャッシュ・インフローの現在価値または割引価値から、当該キャッシュ・インフローを獲得するために必要なキャッシュ・アウトフローの現在価値を控除したものをいう（*Ibid.*, par. 67e)」とされる。他方で、資本とは、持分（資産から負債を控除したもの）と同義で用いられることもあれば、資産または負債の意味で用いられることもある多義的な用語であるが（FASB [1985], par. 212)」、少なくとも価値と同じ意味で用いられることはない。したがって、財務報告において価値と資本は異なる概念である。このように、統合報告の意義を説明するうえで重要な概念である価値と資本の意味が財務報告と異なる以上、統合報告と財務報告は異なると考えられる。

3. 財務報告の手段

上述した財務報告の定義に示されているように、財務報告は財務諸表その他のメッセージを用いた報告行為である。財務報告には複数の手段があり、報告される情報を記載する箇所が画定されているのである。広瀬 [1995] では、その根拠として次の3つがあげられている。

第1に投資者にとっての利用価値である。投資者にとって、「外部財務情報の利用価値には自ら軽重の差がある²⁶⁾」ので、「外部財務情報を何ら画定せずに、すべての外部財務情報を外部財務情報一般として作成し、開示することは、外部財務情報の利用価値もしくは目的または重要性を無視するばかりではなく、投資者等の理解可能性をも損ないかねない²⁷⁾」とされる。

第2に会計理論および会計基準設定上の理由である。すなわち、「理論的に異なる外部財務情報を外部財務情報一般としてとらえることは、外部財務情報の作成・伝達をめぐる会計理論および会計基準を考えるうえでも妥当性を欠く²⁸⁾」ために、情報の記載箇所または財務報告の手段は区別されなければならない。

第3に監査上の理由である。情報の記載箇所が異なれば、求められる情報の信頼性の程度も異なり、したがって入手すべき監査証拠も大きく相違するので、情報の記載箇所は区別されなければならない²⁹⁾。

このように財務報告には複数の手段が認められている。それでは、財務報告にはいかなる手段があり、かかる手段にはどのような意義が認められるのであろうか。

財務報告の中心をなす手段は、財務諸表である。財務諸表とは、「会計記

26) 広瀬義州, 前掲 (注 20), 208 頁。

27) 同上, 209 頁。

28) 同上, 同頁。

29) 同上, 210 頁。

録から得られる名称および貨幣額を正式に表にまとめたものであり、それは一定時点現在の企業の財政状態または一会計期間の企業の財政状態に関する一つもしくはそれ以上の変動を示すものである³⁰⁾。かかる定義に示されているように、財務諸表は、財政状態とその変動を示すものであり、上記第3の目的を果たす財務報告の手段である。

財務諸表は、その採用する会計システムの違いに応じて、基本財務諸表と補足財務諸表に分けることができる。この基準は会計システム基準といわれる。会計システム基準とは、「企業の経済活動および経済事象を計数的に把握するための会計システムの相違に着目し、そこからアウト・プットされる情報の相違に応じて³¹⁾」財務諸表を区別する基準である。たとえば、伝統的な財務諸表は、財政状態とその変動を名目貨幣単位で測定された取得原価の見地から写像するものであるが、現在原価のように他の見地から財政状態とその変動を写像する財務諸表も考えられる³²⁾。このように、同じ経済活動および経済事象であっても、それを把握するための会計システムが異なれば、別の財務諸表が作成されることになるのである。

基本財務諸表は、財務諸表本体と注記および附属明細表から構成される。財務諸表本体における情報は、「試算表等式を計算構造的に成立させるために不可欠な情報³³⁾」であり、「財務諸表の構成要素にかかる基本的な情報³⁴⁾」である。しかし、財務諸表本体は、企業の財政状態とその変動を要約した情報に過ぎない。そのために、財務諸表本体においては捕捉しきれない情報が生じ、かかる情報を提供する手段として注記および附属明細表が求められ

30) FASB, *op. cit. supra* note (11), par. 5 (平松一夫・広瀬義州訳, 前掲 (注 11), 211 頁)。

31) 広瀬義州, 前掲 (注 20), 205 頁。

32) Financial Accounting Standards Board, *Invitation to Comment; financial statements and other means of financial reporting*, FASB, 1980, par. 51.

33) 広瀬義州, 前掲 (注 20), 212 頁。

34) 同上, 同頁。

る³⁵⁾。

注記および附属明細表とは、財務諸表本体と同一の見地から作成され、「指示対象である経済活動および経済事象を写体である財務諸表にマッピングするさいに生じるギャップを埋めることを目的としている³⁶⁾」情報である。むしろ、注記と附属明細表には細かな違いがある³⁷⁾。しかし、財務諸表本体と同一の見地から作成されるという共通点を有しており、このことが財務報告の本質を考えるうえで重要である。

以上のように、財務諸表とは、財務報告の中心的な手段であり、企業の財政状態およびその変動を説明するものといえよう。しかし財務報告の手段は財務諸表に限られない。なぜならば、「財務報告および財務諸表は、基本的に同一の目的をもっており、財務諸表のほうが有用な情報をより一層提供できる場合もあれば、また財務諸表以外の財務報告の手段のほうが有用な情報をより一層提供できる場合もあり、さらにかかる財務諸表以外の手段を用いなければ、有用な情報を提供できない場合もある³⁸⁾」からである。

財務諸表以外の手段としては、たとえば MD&A（経営者による討議と分析；Management Discussion and Analysis）³⁹⁾があげられる。MD&A は、財務諸表のように財政状態とその変動を直接的に説明するのではなく、あくまでも

35) FASB, *op. cit. supra* note (32), par. 49; American Institute of Certified Public Accountants, *Statement of the Accounting Principles Board No. 4: Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, AICPA, 1970, par. 199 (川口順一訳『アメリカ公認会計士協会 企業会計原則』同文館, 1973年, 103頁)。

36) 広瀬義州, 前掲(注4), 784頁。

37) その詳細については、広瀬義州『財務会計(第13版)』中央経済社, 2015年, 784-786頁を参照されたい。

38) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 5 (平松一夫・広瀬義州訳, 前掲(注5), 12頁)。

39) 他の名称として MC (経営者による説明; Management Commentary) や OFR (営業財務概況; Operating and Financial Review) が用いられることがあるが、ここでは MD&A という名称を用いる。MD&A は、米国にその淵源を有する制度であるが(尾崎 [2002], 中條 [2004] 参照), わが国の MD&A は米国を模範としていわば移入したものと理解されている。

それらを理解するために必要な情報を追加して提供する間接的な報告手段である⁴⁰⁾。このような間接的な報告手段が財務報告の手段の一つと考えられるのは、間接的にせよ財政状態とその変動を説明するという意味で財務諸表数値と関連しているからである。実際、SFAC 第1号においても、「財務報告は、提供される財務情報を情報利用者が理解するのに役立つ説明および解釈を含まなければならない⁴¹⁾」とされており、MD&Aが財務報告の一つの手段とみなされている。

なお、財務諸表以外の手段はMD&Aに限らず、リスク情報、コーポレート・ガバナンス情報、経営戦略情報、将来予測情報などを提供するその他の手段も考えられるが、それらはいずれも、財務諸表数値を説明するための追加的な情報であるという点においてMD&Aと同じ性格を有しており、したがって財務報告の手段の一つとみることができる。

上記のいずれの手段にも共通しているのは、企業の財政状態とその変動を説明するための情報を提供するという特徴を持っていることである。財務諸表は、企業の財政状態とその変動を、採用した会計システムに基づいて直接的に説明する報告手段であり、MD&Aその他の手段は、企業の財政状態とその変動を理解するために必要な追加的な情報を提供する間接的な報告手段である。このように、財務報告の手段は、財務諸表を中心として相互に有機的な関係性を有している。それはひとえに、財務報告の目的として企業の財政状態とその変動に関する情報を提供すると明記していることの当然の帰結である。財務報告の目的として第3の目的を強調した理由は、まさにこのことにある。

40) Securities and Exchange Commission, Regulation S-K, Item 303, Instructions to paragraph 303 (a): 2; Securities and Exchange Commission, Release Nos. 33-8350, 34-48960, and FR-72, *Commission Guidance Regarding Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations*, SEC, Dec. 29, 2003, I. Overview, B. Approach to MD&A.

41) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 54 (平松一夫・広瀬義州訳, 前掲(注5), 38頁)。

4. 財務情報と非財務情報

一般に、財務報告によって提供される情報は、財務情報と非財務情報に分けて議論されるが、両者の意義は、論者および文脈によって異なることが多いように思われる。そのため、財務報告のあり方を誤解なく正確に議論するためには、財務情報と非財務情報の意義を具体的かつ明確にする必要がある。この点、少なくとも次の3つの立場が考えられる⁴²⁾。

第1に、財務情報と非財務情報という区別を用いない立場である。たとえば、財務報告によって提供される情報が、財務諸表とそれ以外の情報（財務諸表外情報）とみなされる。かかる立場によれば、そもそも財務情報という用語を用いないため、非財務情報の意義が問題になることはない。しかし、現行企業会計制度上も使用されている財務情報という用語⁴³⁾の意義を明確にしないことは、解決すべき問題から目をそらすに等しく、いずれ生じる問題

42) むろん、財務情報と非財務情報の違いを、それらに含まれる具体的な項目を列挙することによって説明する立場も考えられる。たとえば、株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」2018年6月1日では、基本原則の一つとして「適切な情報開示と透明性の確保」が掲げられ、「上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである」とあり、財務情報および非財務情報に含まれる項目が具体的に列挙されている。しかし、このような立場によっては、非財務情報に何が含まれるのかは明らかになっても、何が含まれないのかは明らかにならないばかりか、そもそも両者を区別する意義が不明確となるおそれがある。したがってこのような立場を採用することは少なくとも会計学にとっては不十分であるように思われる。

43) 財務情報という用語は、たとえば、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」64項(1)；企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」38項；企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」30項；企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」29項；企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」3項；企業会計基準第17号「セグメント情報の開示に関する会計基準」61項；企業会計基準第18号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」17項；企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」11項、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第1章9項などで用いられている。

の解決を先延ばしにする結果となる。そのため、かかる立場は、財務報告理論上採用することができない。

第2に、財務情報を貨幣単位によって数量化される情報と定義し、他の情報を非財務情報とみなす立場である。

たとえばSFAC第1号では、「財務報告によって提供される情報は、(中略一引用者)一般に貨幣単位で数量化され、かつ表現される⁴⁴⁾」としたうえで、「財務情報は、貨幣単位で測定しなければならない⁴⁵⁾」とされ、財務情報が貨幣単位で数量化される情報に限定されている。他方で、財務情報以外の情報(非財務情報)は、「報告される(従業員数または完成品数量もしくは売上製品数量のように)定量的非財務情報および(営業の概況または経営方針の説明のように)非定量的情報⁴⁶⁾」と説明され、貨幣単位によって数量化された情報以外の定量的情報と非定量的情報が非財務情報とみなされている。

しかし、かかる立場によれば、貨幣単位によって数量化されている情報がすべて財務情報とみなされるので、財務報告による情報と他の報告による情報を区別することができない。財務報告以外によって提供される情報であっても、それが「貨幣単位によって数量化されている情報」であれば財務情報とみなされてしまう。しかし、財務報告は「営利企業に関する経済的意思決定を行う人々によって必要とされる情報の一つの源泉⁴⁷⁾」にすぎないので、財務情報を単に貨幣単位によって数量化された情報とみなすことには問題がある。また、報告手段ごとに財務情報と非財務情報が入り乱れるという問題もある。すなわち、「定性による注記情報は非財務情報として画定され、定

44) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 18 (平松一夫・広瀬義州訳, 前掲(注5), 17頁).

45) *Ibid.*, par. 18 (同上, 18頁).

46) *Ibid.* (同上).

47) *Ibid.*, par. 22 (同上, 19頁).

量による注記情報は財務情報として画定されるばかりではなく、さらに財務報告理論上は注記情報と変わらない附属明細表が財務情報として画定され、また、たとえばブランド価値情報が定量要因からのみ計算される場合は財務情報として画定されるのに対して、ブランド価値情報が定性要因と定量要因の両方から計算される場合は財務情報と非財務情報のいずれに画定されるのかがはっきりしない⁴⁸⁾」という問題が生じる。その他にも、財務情報と非財務情報を区別する財務報告理論上の意義が必ずしも明らかでなく、財務報告理論および制度の歴史と現状を分析しその将来を展望するうえで適切な指針となりえないという問題、さらには、同じ「貨幣単位によって数量化された情報」のなかに監査の対象となる情報もあればレビューの対象になる情報もあり、保証の程度を異にする情報が等しく財務情報とみなされるという問題も看過できない。

以上のような理由から、貨幣単位により数量化されるという条件だけでなくさらなる条件を加えなければ、財務情報を正確に定義することは難しい。第3の立場はまさしくこのような問題意識に基づいて財務情報を定義するものであると考えられる。第3の立場では、貨幣額情報かつ制度において開示される情報（制度開示情報）が財務情報と定義され、他の情報が非財務情報とみなされる。ただし、ここでいう貨幣額情報の意味はより限定されていると理解しなければならない。すなわち、貨幣額情報とは、財務諸表の構成要素の関係式である試算表等式を直接に説明する情報である。したがって、非財務情報とは、「制度上開示されている非貨幣額情報、制度上開示されていない貨幣額情報および制度上開示されていない非貨幣額情報⁴⁹⁾」、すなわち「試算表等式とは無関係な情報⁵⁰⁾」をいう。

48) 広瀬義州編著、前掲（注8）、2011年、27頁。

49) 同上、29頁。

50) 同上、28頁。

以上の考察により、財務情報と非財務情報は、第3の立場に基づいて区別すべきであるといえよう。かかる立場によった場合、財務情報に該当するのは、財務諸表本体、注記および附属明細表により提供される情報であり、MD&A その他の財務報告の手段によって提供される情報は非財務情報に該当するといえよう。

5. あとがき

以上述べたように、財務報告とは、投資者の意思決定に有用な情報を提供するために、企業の財政状態とその変動に関する情報を提供する行為である。企業の財政状態とその変動に関する情報を提供する手段には、財務諸表をはじめとしてみんなものが考えられるが、その中心はあくまでも財務諸表であり、他の報告手段は財務諸表数値と関連しているかぎりにおいて財務報告の1つの手段とみることができる。財務報告によって提供される情報のうち、財務情報とは、財務諸表本体、注記および附属明細表によって提供される情報を意味しており、非財務情報とは他の手段によって提供されるその他の情報を意味している。

本稿を結ぶにあたり、わが国における非財務情報の財務報告の現状と課題について、若干の考察をおこないたい。

上述のように、非財務情報は財務情報以外の情報であり、そこには性質の異なる様々な情報が含まれている。そのために、非財務情報は、あらかじめ何らかの観点から分類したうえで個別に検討するのが妥当であろう。たとえば、非財務情報を制度の観点から分類する方法が考えられる。すなわち、非財務情報を、現行制度上すでに開示されている情報（制度開示情報としての非財務情報）と、いまだ開示されていないか、または開示することが予定されていない情報（非制度開示情報としての非財務情報）の2つに分けて検討

することができる。

現行企業会計制度上、制度開示情報としての非財務情報に該当するのは、MD&A、リスク情報、コーポレート・ガバナンス情報、将来予測情報、経営戦略情報である。

このうち、MD&Aは、記載方法について一応の説明がなされているものの、その趣旨と基本的な指針は依然として不明確であるといわざるを得ない。たしかに、MD&Aは、「強制的自発開示」といわれるように、開示の大枠だけが定められているところにその特徴と意義があると指摘される⁵¹⁾。しかし、わが国のMD&Aの模範になったとされる米国においては、約10年ごとに追加の解釈指針が公表され、MD&Aの開示規定は日を追うごとに詳細になっている⁵²⁾。それは、当初のMD&Aの規定だけでは、実務のばらつきが避けられないばかりか、MD&Aの目的を逸脱した実務が横行したからである⁵³⁾。このことは、MD&Aには明確な趣旨と具体的な指針が必要であることを示唆している。こうした事情に鑑みれば、わが国においても、MD&Aの趣旨と基本的な指針を明確にすることは喫緊の課題であるといえよう。

他方で、リスク情報をはじめとするその他の制度開示情報（リスク情報等）もまた、同様の問題を抱えている。すなわち、現行制度上のリスク情報等は、財務報告理論上いかなる意味を有するのか、必ずしも明らかでない。

たとえば、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(33)事業等のリスクには、具体的な記載事項が示されているものの、その

51) 伊藤邦雄「財務報告の変革と企業価値評価」企業会計、第63巻第12号（2011年12月）、53頁。

52) Securities and Exchange Commission, Release Nos. 33-8182, 34-47264 and FR-67, *Final Rule: Disclosure in Management's Discussion and Analysis about Off-Balance Sheet Arrangements and Aggregate Contractual Obligations*, SEC, May 07, 2003; Securities and Exchange Commission, Release Nos. 33-9144, 34-62934 and FR-83, *Commission Guidance on Presentation of Liquidity and Capital Resources Disclosures in Management's Discussion and Analysis*, SEC, Sep. 28, 2010.

53) SEC, *op. cit. supra* note (40), III. Overall Approach to MD&A.

趣旨または指針は必ずしも明確でなく、リスク情報がなぜ財務報告で提供されなければならないのかは明らかでない⁵⁴⁾。このことは、リスク情報に限らず、他の情報等にも当てはまる。いうなれば、かりに現行制度上のリスク情報等が、有価証券報告書ではなく、他の報告書、たとえば知的資産経営報告書やサステナビリティ報告書、統合報告書で提供されていても、何ら問題のない状況である。要するに、財務報告でなければならない理由が判然としないのである。そのために、リスク情報等を、財務報告の枠内で提供する方法を検討しなければならない。その一つの方法は、リスク情報等を MD&A による情報の一つとして積極的に位置づけることである。米国では実際にそのような動きが生じている。米国の現行制度では、リスク情報、なかでも「市場リスクに関する量的および質的ディスクロージャー」が、Form10-K において MD&A とは異なる箇所を開示されている⁵⁵⁾。しかし、その具体的な内容は市場リスクに関する分析的な情報であり、実質的には MD&A と同一である⁵⁶⁾。したがって、理論上、「市場リスクに関する量的および質的ディスクロージャー」と MD&A を異なる情報として区別すべき理由はない。このような現状を受けて、SEC では、レギュレーション S-K を現代化するための取り組みが行われており、すでにコンセプトリリースが公表されているが、そこでは、MD&A と「市場リスクに関する量的および質的ディスクロージャー」

54) 具体的には次のように定められている。

a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（連結財務諸表規則第 2 条第 13 号及び財務諸表等規則第 8 条第 18 項に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

55) SEC, *op. cit. supra* note (40), Item 305.

56) *Ibid.*, pars. (a)(1)(i)(A), pars. (a)(1)(ii)(A), and pars. (a)(1)(iii)(A).

ジャー」を実質的に同一のものとみる見解も示されており、今後の動向次第では両者が統一される可能性も考えられる⁵⁷⁾。このような米国の事情に鑑みれば、わが国においても、リスク情報等を MD&A の枠内において開示する選択肢も検討に値するといえよう⁵⁸⁾。

他方で、非制度開示情報としての非財務情報は、さらに次の2つに分けて検討することができる。

第1に、本来、制度開示情報として開示すべきであるにもかかわらず、実際には提供されない（可能性のある）情報である。このような情報も、実際には提供されない情報という意味で、非制度開示情報としての非財務情報とみることができる。たとえば、秘匿性の高い戦略および無形資産に関する情報は、たとえそれが財務情報または制度開示情報としての非財務情報に該当する場合であっても、競争上のコストや監査上の信頼性の問題などにより開示されない場合がある。このような情報は、競争上のコストを緩和するためには有償による取引の対象とし、または監査において保証すべき信頼性の水準を下げるなどの対応⁵⁹⁾により、財務報告の組上に載せることが可能である。

第2に、現行の財務報告において提供されていない（または提供が予定されていない）新しい情報である。たとえば、知的財産、CSR、環境に関する情報がそれである。これらの情報のなかには、すでに統合報告書や知的資産経営報告書、サステナビリティ報告書などにより提供されているものの、現時点では財務報告によって提供されていない情報がある。こうした情報のうち、投資者のニーズの高い情報を非制度開示情報としての非財務情報として財務報告に取り込むことが選択肢として考えられる。しかし、投資者のニ－

57) Securities and Exchange Commission, Release Nos. 33-10064, 34-77599, *Concept Release: BUSINESS AND FINANCIAL DISCLOSURE REQUIRED BY REGULATION S-K*, SEC, Apr. 13, 2016, pp. 157-160.

58) 同様の提案は、中條 [2015] でもなされている。

59) 広瀬義州『知的財産会計』税務経理協会、2006年、234頁；広瀬義州、前掲（注8）、257頁など。

ズが存在は、財務報告の必要条件であっても、十分条件ではない。財務報告は情報源の一つに過ぎないからである。そのために、上記のような新しい情報を非制度開示情報としての非財務情報とみなすためには、財務報告によって提供すべき情報、すなわち財務諸表数値と関連する情報と認められなければならない。この点、EFR（Enhanced Financial Reporting）はきわめて大きな意義を有する。EFRの最大の特徴は、コックピットモデルといわれる具体的な企業価値評価モデルを想定し、そのインプット情報として有用性が認められた情報を新たな非財務情報として取り込もうとする点にある⁶⁰。実際、環境に関しては、EFRの枠内で提供すべき情報が具体的に提案されている⁶¹。このように、今後、情報ニーズの高まりを受けて、新たな情報を財務報告の枠内において提供する必要性を検討するさいには、EFRを用いることが重要になると考えられる。

ただし、以下の事項を考慮に入れれば、財務報告のあり方について、本稿とは異なる考察結果が得られる可能性がある。

第1に、焦点を当てる情報利用者の範囲である。SFAC第1号では、「本ステートメントにおける目的は、情報利用者の範囲を狭めるためではなく、主として実務上の理由から投資および与信意思決定のための情報に焦点を当てている⁶²」とされ、主として投資者および債権者の意思決定に焦点を合わせている。本稿では、SFAC第1号で説明される財務報告の目的を前提としているので、暗黙のうちに投資者および債権者の意思決定に焦点を当てている。他方で、たとえば、「特定の種類の利用者—具体的には、ファンダメンタル・アプローチにしたがい、分析に必要な情報の作成を企業に強いることのできない、専門的な投資家と債権者および彼らのアドバイザー—に対し

60) 広瀬義州、前掲（注8）、261-262頁。

61) 同上、200-206頁。

62) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 30（平松一夫・広瀬義州訳、前掲（注5）、24頁）。

てのみ⁶³⁾」焦点を当てる場合のように、情報利用者を専門的な投資者および債権者に限定して考察することも可能である。

第2に、コスト・ベネフィットの問題である。財務報告によって提供される情報は、「情報を提供しまた利用するためのコストを伴い、一般に、提供される情報のベネフィットは少なくとも関連するコストと等しいと期待されるものでなければならない⁶⁴⁾」が、本稿ではかかる事項を考慮外とされている。たしかに、「近い将来に、大幅に改善されたベネフィットの測定方法が利用可能になることはありそうもない⁶⁵⁾」とも考えられるが、「たとえ、コストとベネフィットに絶対的な大きさを付けることができなくても、代替的方法を比較することは、可能であり、また有用⁶⁶⁾」である。実際、コスト・ベネフィットを比較衡量するための一応の規準を検討した先行研究もある⁶⁷⁾。したがって、財務報告のあり方を考察するうえで、コスト・ベネフィットは検討すべき重要な問題である。

第3に、自発的な財務報告の可能性である。財務報告は、必ずしも強制される場合に限られない。経営者は、「正規の財務諸表以外の財務報告の手段を用いて企業外部の人々に情報を伝達する⁶⁸⁾」ことがある。なぜならば、情報の開示が権威ある公式見解、規制機関の準則もしくは慣習によって強制される場合もあれば、経営者が企業外部の人々にとって有用であるとみなす情報を自発的に開示する場合もあるからである⁶⁹⁾。しかし、本稿では、強制的

63) AICPA, *op. cit. supra* note (1), p.6 (八田進二・橋本尚共訳、前掲(注1)、40頁)。

64) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 23 (平松一夫・広瀬義州訳、前掲(注5)、20頁)。

65) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 2: Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB, 1980, par. 144 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社、2002年、129頁)。

66) *Ibid.*, par. 143 (同上、同頁)。

67) AICPA, *op. cit. supra* note (1), pp. 31-40 (八田進二・橋本尚共訳、85-102頁)。

68) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 7 (平松一夫・広瀬義州訳、前掲(注5)、13頁)。

69) *Ibid.* (同上)。

な開示を念頭に置いた考察を行った。

第4に、監査の問題である。財務報告によって提供される情報には、監査の対象となる情報もあれば、そうでない情報もある。すなわち、「財務諸表は、しばしばその信頼性の確かさを高めるために独立の監査人によって監査される⁷⁰⁾」が、「財務諸表とは別に、経営者による財務報告のなかには、独立の監査人もしくはその他の第三者の専門家によって監査されまたは監査されずにレビューされるものもあれば、企業外部の人々によって監査もレビューもされずに経営者によって提供されるものもある⁷¹⁾」ので、非財務情報のうちいかなる情報が監査の対象となりうるのか、具体的な考察が必要である。

上記の事項は、財務報告のあり方をめぐって検討すべき重要な事項である。しかし、いずれの事項を検討するにしても、財務報告および非財務情報の意義を明確にすることが先決である。その意味で本稿の研究は、今後の研究のための最初の課題を検討したにすぎず、上記の事項に対する検討は、今後の課題としたい。

参考文献

- 伊藤邦雄「財務報告の変革と企業価値評価」企業会計、第63巻第12号（2011年12月）。
- 尾崎安央「アメリカ連邦証券法規制におけるMD&A制度の生成—経営者による財務状況と経営成果に関する討議・分析情報の開示—」早稲田法学、第77巻第3号（2002年3月）。
- 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」2018年6月1日
- 企業会計基準委員会、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」、企業会計基準委員会、2006年12月。
- 中條祐介「有価証券報告書による財務報告の課題と可能性」會計、第188巻第1号（2015年7月）。

70) *Ibid.*, par. 8 (同上, 14頁).

71) *Ibid.* (同上).

- 中條祐介「Ⅲ 『財政状態及び経営成績の分析』の開示について」（財務会計基準機構「有価証券報告書における『事業等のリスク』等の開示に関する検討について（中間報告）—抜粋—」財務会計基準機構，2004年2月，所収）
- 広瀬義州・藤井秀樹編著『財務報告のフロンティア』中央経済社，2012年。
- 広瀬義州編著『財務報告の变革』中央経済社，2011年。
- 広瀬義州『財務会計（第13版）』中央経済社，2015年。
- 広瀬義州『知的財産会計』税務経理協会，2006年。
- 広瀬義州『会計基準論』中央経済社，1995年。
- 広瀬義州「会計基準から財務報告基準へ」會計，第181巻第1号（2012年1月）。
- 広瀬義州「ビジネスモデルと会計」早稲田商学，第434号（2013年1月）。
- American Institute of Certified Public Accountants, *Statement of the Accounting Principles Board No. 4: Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, AICPA, 1970（川口順一訳『アメリカ公認会計士協会 企業会計原則』同文館，1973年）。
- American Institute of Certified Public Accountants, *Objectives of Financial Statements*, AICPA, 1973（川口順一訳『アメリカ公認会計士協会 財務諸表の目的』同文館，1976年）。
- American Institution of Certified Public Accountants, *Improving Business Reporting — A Customer Focus: Meeting the Information Needs of Investors and Creditors: A Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting*, AICPA, 1994（八田進二・橋本尚共訳『事業報告革命：アメリカ公認会計士協会・ジェンキンズ報告書』白桃書房，2002年）。
- CFA Institute, *Comprehensive Business Reporting Model — Financial Reporting for Investors*, CFA Institute, July 2007.
- Dopuch, N. and S. Sunder, “FASB’s Statements on Objectives and Elements of Financial Accounting: A Review,” *Accounting Review*, 1980.
- Financial Accounting Standards Board, *Exposure Draft; Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, Chapter 8: Notes to Financial Statements*, FASB, 2014.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, 1978（平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社，2002年）。
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 2: Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB, 1980（平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社，2002年）。
- Financial Accounting Standards Board, *Invitation to Comment; financial statements and other means of financial reporting*, FASB, 1980.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 1984（平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社，2002年）。
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements: a replacement of FASB Concepts Statement No. 3*,

- FASB, 1985（平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社，2002年）。
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 8 : Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, FASB, September 2010, pars. OB1-OB21.
- International Integrated Reporting Council, *International <IR> Framework*, IIRC, 2013（日本公認会計士協会訳「国際統合報告フレームワーク日本語訳」日本公認会計士協会，2014年4月）。
- Securities and Exchange Commission, *Release No. 33-10064 ; 34-77599 ; File No. S7-06-16, BUSINESS AND FINANCIAL DISCLOSURE REQUIRED BY REGULATION S-K*, SEC, Apr. 13, 2016.
- Securities and Exchange Commission, *Release Nos. 33-6835, 34-26831, IC-16961, and FR-36, Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations ; Certain Investment Company Disclosures*, SEC, May 18, 1989.
- Securities and Exchange Commission, *Release Nos. 33-8350, 34-48960, and FR-72, Commission Guidance Regarding Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations*, SEC, Dec. 29, 2003.
- Storey, R. K. and S. Storey, FASB Special Report : *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB, 1998（企業財務制度研究会訳『COFRI実務研究叢書 財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社，2001年，130頁）。
- Jenkins, E and W. Upton, “Internally Generated Intangible Assets : Framing the Discussion,” *Australian Accounting Review*, Vol. 11, No. 2, 2001.